

「登録講習機関等監査実施団体について」の一部改正について

改正案	現行
<p>令和5年3月30日 制定（国空無機第299161号）                      令和6年3月8日 改正（国空無機第233319号）  <u>令和6年12月2日 改正（国空無機第66555号）</u></p> <p style="text-align: center;">国土交通省航空局安全部 無人航空機安全課長</p> <p style="text-align: center;">登録講習機関等監査実施団体について</p>	<p>令和5年3月30日 制定（国空無機第299161号）                      令和6年3月8日 改正（国空無機第233319号）</p> <p style="text-align: center;">国土交通省航空局安全部 無人航空機安全課長</p> <p style="text-align: center;">登録講習機関等監査実施団体について</p>
1. (略)	1. (略)
2. 監査実施団体の願出	2. 監査実施団体の願出
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
(5) 登記事項証明書に記載がある役員全員の住所及び生年月日を示した住民票の写し	(5) 登記事項証明書に記載がある役員全員の住所及び生年月日を示した住民票の写し
イ) 登記事項説明書に記載がある役員が本邦内に住居を有する場合 次のうち(i)又は(ii)のいずれか	イ) 登記事項説明書に記載がある役員が本邦内に住居を有する場合 次のうち(i)又は(ii)のいずれか
(i) (略)	(i) (略)
(ii) 以下の書類のうち、役員の氏名、生年月日及び住所の記載されたもの2種類の写し（コピー、写真等） ・運転免許証、運転経歴証明書、在留カード ・特別永住者証明書、個人番号カード <u>・国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、国家公務</u>	(ii) 以下の書類のうち、役員の氏名、生年月日及び住所の記載されたもの2種類の写し（コピー、写真等） ・運転免許証、運転経歴証明書、在留カード ・特別永住者証明書、個人番号カード <u>・国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療又は介護保</u>

<p><u>員共済組合、地方公務員共済組合又は私立学校教職員共済制度の資格確認書（書面に限る。）</u></p> <p><u>・介護保険の被保険者証</u></p> <p>・健康保険日雇特例被保険者手帳</p> <p><u>（削る）</u></p> <p><u>（削る）</u></p> <p><u>（削る）</u></p> <p>・児童扶養手当証書</p> <p><u>（削る）</u></p> <p>・母子健康手帳</p> <p>・その他官公庁から発行・発給された<u>もの</u>（平成27年国家公安委員会、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第<u>2</u>号に規定するものを除く。）</p>	<p><u>険の被保険者証</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>・健康保険日雇特例被保険者手帳</p> <p><u>・国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員証</u></p> <p><u>・私立学校教職員共済制度の加入者証</u></p> <p><u>・国民年金手帳</u></p> <p>・児童扶養手当証書</p> <p><u>・特別児童扶養手当証書</u></p> <p>・母子健康手帳</p> <p>・その他官公庁から発行・発給された<u>もので、役員の氏名、生年月日及び住所の記載があるもの</u>（平成27年国家公安委員会、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第<u>2</u>号に規定するものを除く。）</p>
<p>ロ) (略)</p>	<p>ロ) (略)</p>
<p>(6)・(7) (略)</p>	<p>(6)・(7) (略)</p>
<p>3. ～7. (略)</p>	<p>3. ～7. (略)</p>
<p>附 則（令和5年3月30日 国空無機第299161号） この通達は、令和5年3月30日から施行する。</p> <p>附 則（令和6年3月8日 国空無機第233319号） （施行期日） 第1条 この通達は、令和6年3月8日から施行する。 （経過措置） 第2条 この通達の施行の際、現に願出を行っている監査実施団</p>	<p>附 則（令和5年3月30日 国空無機第299161号） この通達は、令和5年3月30日から施行する。</p> <p>附 則（令和6年3月8日 国空無機第233319号） （施行期日） 第1条 この通達は、令和6年3月8日から施行する。 （経過措置） 第2条 この通達の施行の際、現に願出を行っている監査実施団</p>

体の監査事務規程については、改正後の規定にかかわらず、令和6年6月8日までは、なお従前の例によることができる。

附 則（令和6年12月2日 国空無機第6655号）

（施行期日）

第1条 この通達は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

第2条 この通達の施行の際現に交付を受けている次の各号に掲げる書類（当該自然人の氏名、生年月日及び住所の記載があるものに限る。）は、それぞれ当該各号に定める期間は、この通達による改正後の2.イ）（ii）に掲げる書類とみなす。

一 国民健康保険、健康保険、船員保険及び後期高齢者医療の被保険者証 有効期間が経過するまでの間（当該期間の末日がこの通達の施行の日（同号及び次号において「施行日」という。）から起算して1年を経過する日の翌日以後であるときは、施行日から起算して1年間とする。）

二 国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合の組合員証並びに私立学校教職員共済制度の加入者証 施行日から起算して1年を経過する日（任意継続加入者に係るものにあつては、同日又は有効期限のいずれか早い日）までの間

体の監査事務規程については、改正後の規定にかかわらず、令和6年6月8日までは、なお従前の例によることができる。

(様式1)・(様式2)  
(略)

(様式1)・(様式2)  
(略)